

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2026年1月20日

契約責任者

株式会社かんぽ生命保険

専務執行役 立花 淳

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 情報管理センター空調設備運行管理その他業務委託
- (2) 仕 様 等 空気調和設備及び受変電設備の運行管理業務、建築物環境衛生管理技術者
選任等に係る業務、エネルギー使用量の把握等エネルギー管理に係る業務
及びフロン排出抑制法に対応する点検業務
- (3) 履行期間 2026年4月1日 から 2029年3月31日まで
- (4) 履行場所 情報管理センター（埼玉県戸田市）

2 競争参加資格

- (1) 次のア、イ、ウ及びエに該当しない者であること

- ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為
能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- イ 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過していない者。

これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

(エ) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) その他、株式会社かんぽ生命保険に損害を与えた者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。

エ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいう。また、「暴力団等」とは、次の

(ア)から(カ)のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 暴力団

(イ) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）

(ウ) 暴力団準構成員

(エ) 暴力団関係企業

(オ) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

(カ) 日本郵政グループが提供する商品及びサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

(キ) 日本郵政グループが提供する商品及びサービスを通じて、社会的妥当性を欠く不正な要求をする者

(ク) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (ケ) 暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (コ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (サ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (シ) その他前各号に準ずる者
- (2) 競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、埼玉県内において日本郵政グループ各社から指名停止、履行場所を管轄する国土交通省地方整備局等又は都道府県から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」において「A等級」を有する者。
- (4) 契約責任者が定める次の全ての要件を有する者であること。
- ア 2015年度以降、元請けとして次の条件を全て満たす同一施設の設備運行管理業務を12ヶ月以上継続して履行した実績を有すること。
ただし、契約履行中の実績は、入札参加申込書提出日において12か月以上の継続実績のあるもののみ認める。
- (ア) 免震構造をもつ33,000m²以上の金融機関の電算センターの設備運行管理の実績があること。
 - (イ) 特別高圧受変電の設備運行管理実績があること。
 - (ウ) CVCFの出力容量が4,150kVA以上で、運転方式が2台以上の並列冗長方式又は共通線方式である装置を有する施設の設備運行管理の実績があること。
 - (エ) バックアップ用発電機の出力容量が12,400kVA以上の施設の運行管理実績があること。
 - (オ) 冷水熱源及び冷水配管が二重化された中央熱源方式の施設であること。
- イ 仕様書に定める業務責任者（1名以上）は自社社員であること。ただし、自社社員であ

っても実質的に派遣形態である場合は、認めない。

ウ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都内のいずれかに本店、支店又は営業所を有していること。

3 入札手続等

手続等	期間・期日・期限・場所
担当部署 (問い合わせ先)	<p>【入札・契約】 日本郵政建築株式会社 業務管理本部 業務部 契約担当 TEL : 03-6636-8604 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番1号</p> <p>【仕様書・履行実績】 日本郵政建築株式会社 プロジェクト管理本部 FM企画部 保全企画担当 TEL : 03-6636-8602 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番1号</p>
競争参加資格確認申込書等・仕様書の交付	<p>【期間】 2026年1月20日（火）から2026年2月3日（火）まで</p> <p>【場所】 上記の担当部署（仕様書・履行実績） ※郵送による交付（送料実費負担）を希望するものは、担当部署へ連絡すること。</p>
申込書・資料の提出	<p>【期間】 2026年1月20日（火）から2026年2月3日（火）まで</p> <p>【場所】 上記の担当部署（入札・契約）</p>
競争参加資格確認通知	2026年2月12日（木）に通知
下見積書の提出	<p>【期間】 2026年2月12日（木）から2026年2月26日（木）まで</p> <p>【場所】 上記の担当部署（仕様書・履行実績）</p>
入札書受付締め切り	<p>【期間】 2026年3月6日（金）までに郵便局に差出す（同日消印有効）</p> <p>【場所】 上記の担当部署（入札・契約）</p>
開札	2026年3月11日（水）午後3時00分から 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウェストタワー 3階 入札室1

4 仕様書の交付

仕様書は、3に示す期間、場所にて貸与する。貸与された仕様書は、開札までに返却すること。

と。

5 競争参加資格の確認

入札に参加しようとするものは、申込書及び資料を3に示す期限、場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。履行実績が相当するかどうかについて疑義のある場合は、上記3の担当部署（仕様書・履行実績）に照会することができる。審査の結果、競争参加資格が認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、提出した申込書及び資料について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認められた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 2026年2月20日（金） 午後3時00分

イ 提出場所 3の担当部署（入札・契約）

ウ その他

書面（様式適宜）は持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(2) 契約責任者は説明を求められたときは、2026年2月25日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 下見積書の提出

(1) 提出期限・方法

競争参加資格があると認められた者は入札書の提出に先立ち、3に示す期間、場所に持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提

出すること。他の方法による提出は受け付けない。

(2) 作成方法

自由様式とするが、商号又は名称、代表者氏名、住所及び業務名を記載し代表者印を押印すること。また、年度ごとに業務別に金額を明確に記載すること。

(3) 提出期限までに下見積書の提出をしない者は本入札に参加することができない。

8 入札、開札の日時、場所及び方法

(1) 入札方法

入札書は、郵送（一般書留郵便に限る。）することとし、電送（ファクシミリ等）による入札は認めない。

(2) 入札期限等

ア 郵送期限：3の期限までに郵便局に差出すこと（同日消印有効。一般書留郵便に限る。）。

イ 郵送先：3の担当部署

(3) 開札日時等

ア 開札日時 2026年3月11日（火）午後3時00分

イ 開札場所 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

大手町プレイスウエストタワー 3階 入札室1

(4) その他

ア 入札書の記載方法

契約期間全期分の金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税等相当額を除した金額を入れ札書に記載すること（税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する）。

イ 入札の執行回数は2回を限度とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の保証及び契約の保証 免除

(3) 開札

開札は、希望する入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない社員を立ち会わせて行う。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 支払条件

契約した業務が終了し、確認の結果、異議のない場合に交付する確認の証跡を記した書面を通知後、適法な支払請求書を受領したときは、請求を受けた日から30日以内に支払う。

入札者等注意書

契約責任者 株式会社かんぽ生命保険 専務執行役 立花 淳

入札は、株式会社かんぽ生命保険専務執行役から別に公告又は通知した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

1 入札書の記載方法

- (1) 入札書は日本語で記載すること。
なお、金額については日本国通貨とする。
- (2) 入札書は所定の様式によること。
- (3) 記載項目は次のとおり。

ア 入札金額

- (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (イ) 入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費（納品書等の検収に係る費用を含む）、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

イ 品名（件名）

調達する物品等の品名（件名）として示したものとする。

ウ 年月日

入札・開札の年月日とする。

エ 入札者氏名及び押印等

- (ア) 入札者氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、押印する印鑑は代表者印又は会社印とする。
- (イ) 外国事業者にあって押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

2 入札書の提出等

- (1) 入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

ア 入札・開札の日時に入札書を入れ箱に投函する。

イ 郵便（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）による場合は、入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「　月　　日開札「入札品名」の入札書在中」と記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札公告に示した日時までに、入札公告に示した場所あて郵送（必着）しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

- (2) 入札参加の義務

ア 入札への参加を希望し、書類を提出した場合は必ず入札等に参加しなければならない。ただし、事情止むを得なく入札等に参加できない場合は、事前に書面をもって契約担当へ提出しなければならない。

イ 入札等への参加を希望し事前に下見積書を提出した場合、入札書兼見積書に記載する金額は、下見積書の金額を超えてはいけない。

3 代理人による入札

- (1) 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表

者の氏名)、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時(又は入札書の提出日時)までに委任状を提出しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人は、1の入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

※ ただし、ここでいう代理人とは、入札書兼見積書に記載する競争参加者の代表者が代表者以外のもの(例えば、○支店長・○部長等)のことを指す。すなわち、入札書兼見積書を持参するものが代表者以外のものであっても委任状は要さない。

4 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者により提出された入札書
- (2) 委任状のない代理人により提出された入札書
- (3) 代理人が入札する場合、入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (4) 2人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書
- (5) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (6) 郵便で差し出された場合において、入札公告に示した入札日時に指示する場所に到着しなかった入札書
- (7) 記載事項が不備な入札書
 - ア 入札金額が不明確な入札書
 - イ 入札金額の記載を訂正した入札書で、訂正について押印のないもの
 - ウ 品名・数量が調達する物品の品名・数量として示したものと異なる入札書
 - エ 調達する物品の品名及び合価の記載のない入札書
 - オ 入札者及び代理人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名)の判然としない入札書
 - カ 押印のない入札書
 - キ 郵便で差し出された場合において上記2(1)に定める記載のない入札書
 - ク その他記載事項が不備又は判読できない入札書
- (8) 明らかに連合によると認められる入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 落札後の落札金額の内訳書の提出

- (1) 落札後、入札者に内訳の記載を求める場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。
- (2) 落札者は、落札後速やかに契約金額内訳及び支払計画書(請求予定書)を作成し契約担当へ提出し承認を得ること。

6 秩序の維持

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

- ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
 - イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
 - ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。
- (2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させことがある。
なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

7 開札

- (1) 開札は入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
なお、立会者は1名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関するない社員を立ち会わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係社員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。ただし、入札の権限に関して委任を行う場合は、遅くとも入札日の前日までに委任状を提出する。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約責任者等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。
- (5) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。
なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、予定価格に最も近い入札者と随意契約（見積合わせ）に移行するので見積書も複数枚用意しておくこと。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、その入札が、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
なお、最低価格入札者が当社と利益相反に關係にある会社に該当するとき、別途当社内において機関決定を経た上で、落札者を決定することとする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に關係のない社員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札参加者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、(1)のただし書きにより落札者を決定する場合においては別に書面で通知する。

9 落札決定の取消

- 次の各号のいずれかに該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。
- (1) 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わし（又は請書の提出）を行わないとき。
 - (2) 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合に入札書の補正をしないとき。
 - (3) 入札に関して虚偽又は不誠実な行為があつたとき。

10 契約書（又は請書）の作成

- (1) 契約締結日は、落札決定日とする。
- (2) 競争入札を執行した結果、落札者となった入札者は契約書（又は請書）を作成にあたり、契約担当より交付された契約書等に記名押印等をし、契約担当より契約書等フォーマットを送付した日から20日以内にこれを契約担当に提出しなければならない。ただし、契約担当の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (3) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- (4) 契約書（又は請書）において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) 契約書（又は請書）の作成

- ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- イ 請書は1通作成し、株式会社かんぽ生命保険で保管する。
- ウ 契約書（又は請書）の作成に要する費用のうち落札者側に発生する費用はすべて落札者の負担とする。
- エ 当社が別に定める要件を満たす場合、電子契約書又は電子請書とすることも可能とする。その場合、契約書等の作成及び取り交わしの手順については、別途指示する。

(6) その他

公益通報者保護法に係る通報窓口等に関する周知文は落札後交付する。

11 競争に参加することができない者の手続き

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加することができないものとする。

- ア 開札日時までに、競争参加資格申請の処理が完了していない者。
- イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- ウ 次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
 - (エ) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者
 - (カ) その他、当社に損害を与えた者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、支配人、代理人、その他の使用人として使用した者

- エ 下記各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後、1年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ア) 公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により公訴を提起された者

(イ) 公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者

- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。

- カ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他次の各号に掲げる者をいう。

(ア) 日本郵政グループが提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。

(イ) 日本郵政グループが提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

(ウ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

ア 支払方法及び支払場所等

郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座

イ 支払時期等

契約の履行を完了し、検査に合格したときは、支払請求書を受理した日から 30 日（ただし、支払期日に当たる日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前営業日）以内に支払う。（※支払方法に従い適宜修正のこと。）

なお、支払代金に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 契約書を取り交わさない（又は請書を提出しない）場合においても、落札者は契約条項を承諾の上、確実に履行する。

(5) 入札者は、入札後においては、入札者等注意書等に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書又は契約条項及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 落札者の入札に関して虚偽又は不誠実な行為があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(7) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

(8) 本件入札者等注意書に反する行為又は、入札者等注意書に記載されている禁止行為を行ったものは、別途、それ以降の入札参加の停止を受けることがある。

(9) 当社本社内以外の納入場所へ物品を納入する場合は、以下の事項を遵守すること。

ア 物品到着予定日の 7 日前までに、仕様書に定める各納入場所へ物品納入予告書（納入予定日を納入場所へ通知する書類）を送付すること

イ 実際に物品等を納入するときは、納入する物品等と併せて、

(ア) 納品書（履行確認証明書）：株式会社かんぽ生命保険にて納入（履行確認）を証明する書類

(イ) 返送用封筒：納品書（履行確認証明書）を落札者へ返送するための封筒（封筒の宛名には、落札者の住所、社名、担当者名を記入し、切手を貼付すること）を同梱等すること

(10) 入札者が提出した入札書等にかかる関係書類一式（事前提出書類を含む）については、当社の了解なく公表、使用しないこと。

(11) 入札者が提出した入札書等にかかる関係書類一式（事前提出書類を含む）については、他の者に知られることのないように取り扱うが、当社関連規定等に基づき公開することがある。